

銀行業部門における諸銀行の競争

諸銀行の競争についての予備的な一考察

西野宗雄

はじめに

金融自由化という言葉で括られる金融行政の新しい政策形態の導入は、近年、金融産業の諸領域においてさまざまな現象を生み出すひとつの契機になっている。

銀行業は金融産業の一部門であるが、銀行業がこれまで金融産業に占めてきた比重の大きさや位置の重要性を反映してか、金融自由化が銀行業部門に及ぼしている諸影響、銀行業部門で生じている諸変化について、多大な関心が寄せられている。

このような関心のひろがりには、その肯定的な面をひき出してみれば、全国的な範囲であれ一定の地域内であれ産業社会のなかにあって銀行業を営む個々の銀行にたいする善き期待の強さをあらわしている。すなわち、求められているものは、産業社会における銀行業部門の積極的な役割の実行、個々の銀行の銀行としての諸機能の十全な発揮、それら以外のなにものでもない。

とはいえ、銀行業に向けてあまりにも熱すぎる期待を持つことは、産業社会にとってよい結果をもたらさないことは大いにありうることなのであろうが、そうかといって、急速に無関心に陥ったり冷やかな対応に終始することは決して賢明なことではないのであろう。というのも、確かに、銀行業のみが繁栄し残余の産業諸部門が零落することはありそうにないが、銀行業が十分に役割を実行しないもとは他の諸産業の発展はありえないなどということはないにしても、おぼつかないものになってしまうことはありうるといえるからである。しかしながら忘れてはならないことなのであるが、いつの時代にあっても、も

う夢見るころを過ぎて人々が気づかされることは、熱すぎるほどの期待を対象に寄せた態度は、あまりにも無邪気な願望に過ぎず、根拠のない想念、対象の本性や見通しの取り違いの所産に他ならなかったというものである。そのことは銀行業に向けられる人々の熱い期待の行方にも妥当する。わたくしの考えでは、この期待に現実性を担保するものは、銀行すなわち銀行業を私的に営む企業である銀行が営利企業である、もっと言えば資本制企業であるという視点をすえることにある。

このように述べると、すぐ出てくるひとつの疑問があろう。それは、個々の銀行が資本制企業として利潤を目的として自由に振舞うということは、たとえば産業社会における銀行業の積極的な役割の実行という面とどのようにかかわっているのであろうか、というものであろう。そして、前者は後者の面を制限したり、不可能にしてしまうのではないのかという見方のみに終始するならば、もとより銀行業に向けて何ほどかを期待すること自体、まるでお馬鹿さんのなせる思念にすぎないということになってしまうのであろう。しかしはたしてそうなのであろうか。すなわち、前者が後者の面を現実化することはないのであろうか、あるとすればどのような脈絡においてそうなのであろうか。わたくしはこの点を本稿をはじめとする一連の論稿の主題にしたいと思う。

このような主題を掲示した場合、なによりも前に必要なことは、全産業部門を構成する特殊な一部門である銀行業部門のなかにおける諸銀行の競争の態様を解き明かすことである。

そこで本稿では、諸銀行の競争を理論的に解明するうえで必要と思われる諸経済的範疇や方法などを考察しておきたい。

第1章 予備的な考察

第1節

1-1

銀行とよばれる金融機関は諸国それぞれにおいてさまざまな姿で存在している。そのことを映してか、じっさいこの国で出版されてきた教科書タイプの多くの金融関連書籍にはそれぞれの著者たちの視点で書かれた銀行の分類にかかわる章が設けられている。しかし、銀行業部門における諸銀行の競争ということを理論的に解明することが課題であるというばあい、そこで取りあげる銀行は銀行一般、すなわちいわゆる商業銀行という形態で存在する銀行のみで十分である。というのも、この商業銀行が銀行業の世界の中で占める比重が大きいためであり、したがってまたこの商業銀行は銀行の基本的な主要な形態とみなしえるからである。以下では断りのないかぎり、単に銀行という表現をするばあい、それは商業銀行のことである。

1-2

工業資本あるいは製造業資本は産業資本の特殊な一形態である。工業資本という資本は再生産過程で運動する資本のひとつの形態として存在し、資本のもっとも基本的な主要な形態である。この工業資本としての資本の一特徴は、工場制度という産業制度をみずから作りだし、それを己の生活うちに包容している点にある。これにたいして、商業資本は商品流通という再生産過程の一契機を己の生活の場面にしている資本として、再生産過程で運動するいまひとつの資本の形態である。商業資本があれこれの商業制度を作りだしてきたことは歴史的な事実として今日に至っているのであるが、商業資本は純粋な姿で見るとかぎりでは工業資本と異なって工場制度を己の生活のうちに包容していない。(しかし、では自社ブランド商品の製造と販売を手がける小売業資本はなにか。)ところで、これらの資本と区別される資本のひとつは銀行業資本あるいは銀行産業資本である。銀行業資本は、ひとまずごく単純に規定しておくならば、貨

幣市場あるいは金融市場に存立する銀行産業に投下された資本であり、預金業務など銀行の三大業務を専門的に遂行する特殊な形態の産業資本である。そして銀行業資本としての資本の一特徴は、貨幣市場のうえに銀行制度という産業制度をみずから構築し、それを己の固有の生活のうちに包含している点にある。

1-3

多くの金融関連書籍でほぼ共通に説明されているように、銀行の三大業務とは、預金業務、貸付業務、決済業務である。

ところで、わたくしの理解するところでは、銀行制度という範疇は貨幣取り扱い制度と貨幣信用制度の複合体である。いうまでもなく、ここで取り上げている銀行制度は、銀行制度一般、すなわち商業銀行制度としての銀行制度である。このようなわたくしの理解があらぬ誤解を生まないためにも次のような注意点を記しておきたい。

第1に、決済業務と貨幣取り扱い業務の関係である。さて、貨幣取り扱いとは地金取引や貨幣の保管、貨幣の受け取りと支払いの代行、両替、諸有価証券の保管と管理など、商品取引と区別された貨幣取引のことであるが、貨幣取り扱い制度は貨幣取り扱い業資本としての資本がこれら種々の貨幣取り扱い業務を専門的に遂行するために築いた特殊な商業制度であり、貨幣取り扱い業資本それ自身は、商品取り扱い業資本としての商業資本と区別されたいまひとつの形態の商業資本である。そして、決済業務は、種々の貨幣取り扱い業務のうちの、貨幣の保管、貨幣の受け取りと支払いの代行という業務に相当する。実際、この国などでは銀行はたとえば地金取引業務という貨幣取引業務をなんら行っておらず、もっぱら決済業務という貨幣取り扱い業務を遂行しているのであるから、銀行制度という範疇を決済制度と貨幣信用制度の複合体であると再規定しておくほうが誤解を生まないのかもしれない。

第2に、うえのように銀行制度という範疇を再規定したとしても、いささか厄介に思われる理論上の問題点がある。それは、銀行制度がうえのようなものであるならば、いったい銀行業資本とはどのような種類の資本であるのか、いったいオマエ様は何者でござるのか、というものである。わたくしはこれまで

諸論稿においていくたびか、銀行制度を貨幣信用制度という側面から理解するかぎりでは、銀行制度としての貨幣信用制度の実体的な本質は産業資本であり、貨幣信用制度は、産業資本が一面では預金業務や貸付業務を介しておこなう貨幣資本あるいは利子生み資本の管理という業務、他面では貨幣請求権としての信用の取り扱いという業務、これらの諸業務を専門的に遂行するために作りあげた特殊な産業制度であり、したがってまた銀行業資本が工業資本としての産業資本などからは区別された特殊な産業資本にほかならない、という見解を提示してきた。

この見解は間違っていないのであるが不十分のものである。それというのも、銀行制度は貨幣取り扱い制度（決済制度）と貨幣信用制度との複合体であると規定する一方で、それとは別に、貨幣取り扱い制度それ自体は商業資本としての貨幣取り扱い業資本が築いた商業制度であると規定すると、そのことから、決済制度という側面からとらえた銀行制度そのものの実体的本質は特殊な貨幣取り扱い業資本としての商業資本であるという規定を導き出す必要があり、さらに言えば、銀行業資本は全体としてみればいわば産業資本と商業資本との融合物あるいは癒着物と規定しなくてはならないことになるからである。（ここには、先に1—2項のなかで括弧のなかで記しておいたような、自社ブランド商品の製造と販売を手がける小売業の資本は資本としては実際にはいかなる種類の資本であるのか、ということと同じ性質の問題がある。）

うえてみた見解はやはり間違っていないのであるが、いささかくくだしく長い文章になっている。この冗長さをやめるために、ここで、銀行制度としての貨幣信用制度の実体的本質をなしている特殊の産業資本に、貨幣信用業資本という形態規定を与えることにしよう。そうすると、銀行業資本は、この貨幣信用業資本という範疇をもちいてより簡潔に再規定することができよう。すなわち、銀行業資本とは全体としてみれば、貨幣信用業資本と貨幣取扱い業資本の融合物あるいは癒着物である。

第2節

2-1

商業銀行としての銀行は営利企業である。

さて、資本は自己増殖する価値の運動体である。そして、銀行業資本は銀行業部門に投下された資本の形態である。ここで注意を払う必要があるのは次の点である。それは、以前に発表した論稿¹⁾で強調しておいたように、ここで言う銀行業資本は、利子生み資本という資本、別様に表すならば貨幣市場に利子の取得を目的に投下され運動する貨幣資本の一形態などというものではけっしてないということである。事柄を鮮明にするためにあえて単純で一面的な規定を与えるならば、銀行業資本とは、貨幣資本あるいは利子生み資本を管理するために投下された特殊な産業資本なのであり、それ自身が貨幣資本あるいは利子生み資本であるのではない。銀行業資本は貨幣信用制度のうちにあって預金・貸付業務の遂行を介して貨幣資本または利子生み資本を管理しているのであるが、このように銀行業資本が貨幣資本または利子生み資本を管理する目的も動機も価値としての自己の増殖、あるいは特殊な産業資本としての自分自身の増殖以外のなにもでもない。

わたくしの考えでは、このように銀行業資本と貨幣資本または利子生み資本の区別と関連をはっきりさせておかないと、本稿で設けた課題、すなわち銀行業部門における諸銀行の競争の理論的な解明という方に上向する足掛かりをどこにも見出せないであろう。(ちなみに、ここで与えた銀行業資本の規定はカール・マルクスが資本論の第3部第5編第29章「銀行資本」で論じている「銀行資本」範疇とは異なっている。銀行業資本と「銀行資本」の区別と関連付けについては先と同じ論稿のなかで試みてあるから、ここではこれ以上触れる必要はないであろう。)

2-2

資本の自己増殖分は剰余価値あるいは利潤である。特殊な産業資本（貨幣信用業資本）としての銀行業資本、より詳しく言えば特殊な産業資本と貨幣取り扱い業資本という商業資本の融合物としての銀行業資本においては、その自己

増殖分は銀行利潤である。銀行業資本にとっては自己の運動を規定する目的も推進する動機もこのような銀行利潤を汲みだし、我がものとするににある。

2-3

銀行制度は銀行業資本がみずからの諸業務を遂行するために構築した事業制度である。銀行業資本はこのような銀行制度の経営をおこなっているのであるが、わたくしは、この面から見た銀行業資本を銀行業企業、あるいはもっと簡潔に銀行とよぶことにする。これまで述べてきた限定を超えないかぎりでは、ここでの銀行業企業つまり銀行は一種の資本制企業であり、世で使われている言葉では営利企業なのである。

2-4

営利企業としての銀行にとって銀行利潤は一般的には次のような諸関係によって規定されている。

第1に、銀行制度を貨幣信用制度それ自体としてみるならば、銀行利潤を規定する諸契機は、銀行が貸し手として借り手から受け取る貸付利子、銀行に対する貸し手に他ならない預金者に銀行が借り手として支払う預金利子、そして預金業務・貸付業務を介しておこなう貨幣資本の管理に要する諸費用、である。貸付利子と預金利子の差額は銀行業の世界では利ざやとよばれている。それゆえ、ここでの銀行利潤式は、利ざやマイナス貨幣資本管理費用、である。貨幣資本1単位あたりの利ざやマイナス貨幣資本管理費用、貨幣資本単位数 n を用いて、よりこれを詳しく書き直すことができよう。これを銀行利潤第1式とよぶことにする。

第2に、銀行制度を貨幣取り扱い制度または決済制度それ自体としてみるならば、ここでの銀行利潤を規定する諸契機は、まず、預金口座維持料などの名称を付与された貨幣の保管手数料や送金手数料などの決済手数料、対顧客相場に算入された為替手数料など、総じて決済手数料または貨幣取り扱い手数料、と規定しておくことができる銀行にとっての収入、つぎに、銀行がこれら貨幣取り扱い業務を遂行する上で負担しなくてはならない貨幣取り扱い諸費用であ

る。この場合の銀行利潤式は、貨幣取り扱い手数料マイナス貨幣取り扱い諸費用、である。貨幣取り扱い1単位（一件）あたり、貨幣取り扱い単位数 m を用いて、これを詳しく書き直すことができる。これを銀行利潤第2式とよぶことにする。

第3に、銀行制度を貨幣信用制度と貨幣取り扱い制度の複合体として、すなわち銀行制度を全体として、より現実的な相において観察するならば、そこで銀行利潤式はうへの第1式と第2式を合算して得られるものである。これを銀行利潤基本式とここではよぶことにする。

$$\text{銀行利潤基本式} = n \{ (\text{貸付利子} - \text{預金利子}) - \text{貨幣資本管理費用} \} + m \{ \text{貨幣取り扱い手数料収入} - \text{貨幣取り扱い諸費用} \}$$

2-5

どの銀行にとっても、すなわちいずれの銀行業資本にとっても、銀行利潤の大小を規定するものはその基本式の右辺に含まれる諸契機の大きさである。

銀行は営利企業としての本性からして、そのような銀行利潤を左右する諸契機を当の銀行利潤を最大なものにする方向で、不断に改善することに努める。

しかしながら、誰にでも容易に判断できる事柄であろうが、どの銀行においても、それが汲みだし取得するある一定期間の銀行利潤は、時間の恒常的な流れのうちのいずれの時点にかかわりなく、一定の大きさとしてしか、つまり量的に限定されたものとしか現れない。このように利潤がどの時点にとっても量的に限定されたものであることは、その銀行にとっては過ぎ去った時間の中でおこなわれた経営改善の結果に過ぎないものであると同時に、これから到来する時間に向かってはまさに己の本性の実現を制限する契機となって立ちはだかっているものなのである。

2-6

そこで考察を必要とするのはつぎの点である。うえでみたように、銀行利潤の量的限定性は銀行業資本の本性の実現を制限するものになっているのである

が、それでは、銀行利潤を量的に制限する条件は何であるのか。

この国などのように、銀行業に寄せる期待の裏返しとして銀行業の現状に不満を抱く人々にとっては、銀行業資本家あるいは銀行経営幹部さんたちの企業家精神の脆弱さや無能振りをあれやこれやあげつらってみたくするのは避けられないことなのかもしれない。しかしながら、本稿の課題、すなわち銀行業部門における諸銀行の競争の理論的解明ということにとっては、銀行業資本の人格的な担い手である銀行業資本家という姿を受け取ってそこに在る生身の現実の諸個人のさまざまな主観や技量をあれこれ論じてみることは、ある範囲のなかでしか役に立たないことはおのずから明らかであろう。とはいえ、注意しておきたいことは、実際には、諸銀行の競争をより現実的な具体的な相において観察してみれば容易に認識できることなのかもしれないが、銀行業資本家としての諸個人の企業家精神や経営技量のあり様が当の銀行利潤の量を左右している。しかし、ここでは、このような銀行家諸個人の主観性を銀行利潤の量を限定する条件とはみなさないことにして、考察をすすめることにする。それゆえ、ここで取り上げるのはもっぱら、銀行利潤の量を限定する客観的条件としての条件である。

第3節

3-1

そこでわたくしは、用いる言葉を節約するために、うえで示してきた銀行利潤の量の大小を左右する条件をあらためて銀行経営条件とよぶことにする。以下では、この客観的条件に定立しうる銀行経営の条件について考察する。

現実には、銀行経営にはさまざまな要素がかかわっている。しかしここでは、先に記した銀行利潤基本式の右辺に含まれる諸項目との関連を念頭におき、必要と思われるかぎりにおいて、銀行経営条件として規定できる銀行経営の諸要素を取りあげることで十分である。

さて、銀行制度が銀行業資本によってはじめて作りあげられて以来、今日までに長い歴史的な時間が経過してきた。歴史的な特定の時点に限定するのではなく、いずれの時点でもかまわないという意味である一定の時点を理論的な時間

の中で定立すると、そこにあらわれる銀行業資本の振舞いは、ひとつには、これまでの時間のなかで銀行制度の中に包摂した銀行経営の諸要素を改善すること、いまひとつには、既存の銀行制度の外部に存在し、それまではまだ銀行制度の内部に包容されていなかった諸素材などを、銀行経営の新たな諸要素として包摂すること、である。もちろん、この前者の試みが後者の試みから独立しておこなわれる場合もあれば、またその逆の場合もあれば、両者の試みが一体でおこなわれることもありうるであろう。

3-2

まずはじめに、銀行制度を貨幣取り扱い制度（ここでは決済制度）の面からみてみよう。

決済制度の技術的な様式は銀行経営条件の一契機である。

歴史的に見ると、銀行業資本はあれこれの時期に、いわば間歇的に、より大量の決済を簡便に効率的におこないうる諸技術や諸用具を銀行制度に包摂し、その決済制度の改善を企ててきた。

この面で近年において顕著なことは、銀行制度の外部で創出されてきた電子的情報通信技術を決済制度のうちに導入したことであり、またひとたび端緒的に導入されたこれらの電子的決済制度の改良と拡張が不断に試みられてきたことである。このような試みは、紙製の証書・ペン・インクおよび郵便を基盤とした決済制度の時代、さらにはその基盤のうえに電信電話を加味した決済制度の時代を経た後におこなわれたものであり、新たな決済制度の時代の到来を告げるものである。世では、このような銀行制度における従来の姿の決済制度から電子的決済制度への転換を「銀行経営の機械化」という文脈の中に位置づけているようである。銀行業資本によるこのような試みは、銀行利潤第2式の上で考察すればわかるように、1単位あたりの決済に要する費用の削減と節約を実現し、銀行利潤の増大をはかる目的でおこなわれたものである。

ちなみに、銀行にとって電子的な情報通信技術の機械体系を決済制度のうちに組み入れるには、経過的に節減が可能になってきた事実があるとはいえ、膨大な初期費用や改良や拡張のための追加費用がかかるのであるが、たとえば

5年とか10年の期間をとって計算した場合にはいつでも、これらの総費用が、この組み入れによって可能になる1単位あたりの決済費用の削減を基礎にしたこの期間に実現される総費用節約分を下回っていなくては、銀行利潤の増大に寄与しないのは自明である。逆に、このような総費用が総節約分を上回るという不合理な状態、いわば機械化貧乏などという嘆かわしい事態に銀行が甘んじているわけではないのであろう。もちろんこれについては調査研究がおこなわれているのであろう。ところが、この国の銀行は今日のところ、うえてみた総費用の膨大さを根拠に決済手数料などの引き下げ等を拒んできた。せめて総節約分の一部でも手数料引き下げに還元してもらいたいものだ、というのが銀行に寄せる慎ましい期待の一例であるのだが、この期待はいつになったら満たされるのであろうか。}

3-3

次に、銀行制度を貨幣信用制度の面から見てみよう。

貨幣信用制度としての銀行制度にとって、それが管理する貨幣資本の量的規定性（大量か小量かということ）はもっとも重要な銀行経営条件である。

貨幣信用制度の一側面は貨幣資本または利子生み資本の管理であり、その他の側面は、貨幣支払い請求権という意味での信用の取り扱い、より具体的に言うなら、信用という社会的な関係をそれ自身の体のうちに表象した諸信用用具の取り扱いである。

さて預金は銀行にとっては貸し手としての預金者から借り手として借り入れるという貨幣信用なる商取引をおこなう結果、そこに形成されるものである。預金は貨幣信用制度としての銀行制度が管理する貨幣資本の基本的な形態である。

預金は、銀行制度のうちにあって運動する銀行業資本にとって最も重要なものである。というのも、預金なしでは銀行は存立できないことは自明であるからである。預金は銀行業資本のいわば営業資本である。銀行の規模を尺度する指標のひとつはこの預金の量である。

預金業務・貸付業務を介して貨幣資本を管理する貨幣信用制度としての銀行

制度にとって、言いかえれば貨幣信用業資本としての銀行業資本にとって、銀行利潤の源泉になるものは、銀行利潤第1式からわかるように、貸し出しされる貨幣資本1単位あたりの個別利ざやと、この貸し出される貨幣資本の単位の数多 n との積として出てくる総利ざやである。

そこで、個別利ざやを一定と仮定するなら、総利ざやの大きさを左右するものは貨幣資本の単位数である。このことからわかるように、銀行業資本においては、預金・貸付業務を介して管理する貨幣資本を拡張する意欲は恒常的なものなのである。

しかしそれだけでない。このような貨幣資本の拡張、銀行の営業規模の拡張は、銀行利潤の増大を加速する可能性をひらいている。それはこういうことである。ひきつづいて個別利ざやを一定と想定すると、ある銀行において、たとえば700単位数の貨幣資本を管理している段階と、規模を拡張したたとえば7000単位数の貨幣資本を管理する後の段階とを比較した場合、後段階の総利ざやは前段階の総利ざやのちょうど10倍であることは確かなのであるが、後段階の銀行利潤は前段階の銀行利潤の10倍以上である。なぜそういう銀行利潤の加速的増大が生じるかという、銀行利潤第1式の右辺の一項目におかれている貨幣資本一単位あたりの管理費用が後段階では前段階に比して、ある範囲で縮減するからである。

貨幣資本管理費用はさまざまな費目からなっているが、そのうちの主要なものは貸付業務の遂行において銀行が負担する諸費用である。この貸付業務費用の大部分は貸し付け審査に要する費用と貸出金回収に要する費用である。そしてこれらの費用それぞれはいわゆる物件費と人件費からなりたっている。貨幣信用制度にとってそれが管理する貨幣資本が増大するという意味での規模の拡張は、同時に、貨幣信用制度のうちにおけるいわば銀行業労働の社会的な分割と結合の進展を伴っている。そして、このような貨幣信用制度内の社会的分業の再編成は貨幣資本管理費用の節約を目標にしておこなわれるが、この節約がどれだけの程度で実現できるかは、ここでは詳細に論じる必要はないであろうが、管理する貨幣資本の規模に左右されるのである。ただ一点だけ記しておこう。たとえば、銀行内の審査業務組織は、先にふれた事例をもう一度取りあ

げていうと、その機能が十分に働くためには、その前段階では100名の部員から構成されなくてはならなかったと想定すると、前段階に比して10倍の貨幣資本を管理する後段階では、必ずしも10倍の1000名の部員で構成されなければならないのではなく、その半分の500名の部員で構成されてよいというものである。これは世でいわれている規模の経済性のひとつの例である²⁾。2つの段階を通して賃金一定と仮定すれば、ここでは、人件費の半減が生じることになり、このことは銀行業資本にとって貨幣資本1単位あたりの管理費用の一定の削減をもたらすことでもある。

3-4

ここがよい機会であるからつぎのようなことも記しておくことにしたい。

うえてみたように銀行制度としての貨幣信用制度にとって、それが管理する貨幣資本の量的規定性をもっとも重要な銀行経営の一条件であるが、この貨幣資本の量に影響する一要因は銀行制度としての貨幣信用制度に内属する信用創造の力なのである³⁾。

この国では翻訳本も含めて流布されている金融入門書籍のうち、大雑把に言って、30名の著者の手による30冊のうちの27冊ほどは、信用創造なる事態はいわゆる「現金的信用創造論」の立場から記述されている。あまり上等とはいえないそのような記述の背景にあるのは、銀行という金融機関は本質的には「金融仲介機関」であるという認識である。この認識というのは、貨幣貸借市場としての貨幣市場の一方の側に資金余剰者をおき、その反対の側に資金不足者をおき、銀行は両者の間で資金の仲介をおこなう金融機関である、などというものである。このような粗雑な銀行理解に終始し、それに対応する「現金的信用創造論」のみを説く人々において、無意識的であればたまた意識的であれ、見落とされている単純な事実、現存するいずれの銀行にあっても、一定の貨幣額（たとえば3億円）を貸し付けるさいに、いわば札束という姿の現金を貸付の直接の対象などにはしていない、ということなのである。

たしかに銀行預金の一部は現金貨幣を直接の対象とした預金取引から形成される。しかしこれがすべてではない。銀行預金の他の部分は、たとえば、銀行

がまるで魔法使いか手品師であるかの如く次のような特殊な仕方でおこなう一連の諸取引の組み合わせの結果として、形成される。

そのことを理解しておくには、ある一人の企業家Aがたとえば一定の貨幣額（ここでも3億円とする）を借り入れることを目的に銀行施設を訪れたという場面を想定することからはじめることでよい。銀行と企業家の話し合いがめでたくまとまった場合、彼らは相互のあいだで、最初に、銀行が貸し手として借り手の企業家Aに3億円を貸し付けるという貸付取引（第2取引）と、これとは逆の、銀行が借り手として貸し手の企業家から3億円を借り入れるという預金取引（第1取引）という2つの形態の貨幣信用を同時におこなう。

ここで注意してみれば容易にわかることなのであろうが、これらの取引では、その対象である3億円なる一定の貨幣額は札束という姿の現金貨幣である必要はどこにもない。ここで必要なものは、3億円というただ観念のうえ定立された単なる名目上の貨幣額である。それだからここでは、預金取引と貸付取引という2つの貨幣信用はどちらからみてもいわば架空の貨幣信用になってしまっているのである。このような同時におこなわれる2つの貨幣信用それぞれがそこに生み出すものは、第1取引に即してみると銀行を債務者とし企業家Aを債権者とする債権・債務関係、第2取引に即してみると銀行を債権者とし企業家Aを債務者とする債権・債務関係、である。このような債権・債務関係という社会的な関係は信用とよぶことができる。

このような貨幣信用はそれだけでは終わらない。それらの貨幣信用の後には、貨幣信用とは概念的に区別されもうひとつの取引であるところの信用の取引、別の言葉を使うなら、信用の取り扱い、がおこななくてはならない。そこで取引される対象は債権または債務に他ならない信用であり、またはそれを体化した信用用具である。すなわち、第1取引に伴っておこなわれるのは、債務者となった借り手の銀行が債権者となった貸し手の企業家に対して、信用用具を与える、また、第2取引に伴っておこなわれるのは、先の場合とは反対に、債務者となった借り手の企業家が債権者となった貸し手の銀行に対して信用用具を与える。前のほうの信用用具を代表するものは当座預金勘定であり、後のほうの信用用具には種々の手形や借用証書などがある。この方向から見て逆にな

っている2つの信用取引が同時におこなわれることを信用の取り替え、あるいは信用諸用具の取替えとよぶことができる。いうまでもないことであるが、ここで銀行が与える当座預金は企業家にとっては支払い手段・貨幣として機能しうる信用の形態、すなわち信用貨幣なのである。

以上、いささか長々と説明してきたが、銀行預金は、単に現金貨幣で直接おこなわれる預金取引から形成されるだけではなく、銀行が架空の貨幣信用とそれに随伴する信用取引を独特な仕方でおこなうことによっても形成されるものなのである。この後のほうが信用創造ということなのである。もちろん、このような銀行の信用創造の力を制限する諸契機が存在しているのであるが、本稿では、このような契機のうち最も重要なものは銀行が自由に処分できうる形態にある貨幣準備の量である、という点を指摘するだけにしておきたい。

第4節

4-1

貨幣市場においては、貨幣の所持者は貸し手として借り手に相對する。以下では貨幣市場に借り手として現れるのは再生産に従事する諸資本、別に言い表せば工業資本や商品取り扱い業資本などの生産的諸資本である。ここでは生産的諸資本を工業資本に限定する。また、工業資本は資本としては工場制度を構築し、そのなかで生産を営んでいる点に特徴があるが、工業資本をこの点に着目してみればあいには資本制製造業企業とよぶことができる。言葉を節約するために、このような資本制製造業企業を工業企業とか、もっと簡単に企業とよぶことにする。

貨幣信用、すなわち貸し手と借り手とのあいだでおこなう貨幣の貸借という商取引では、その取引が成立するためには、双方の間で、貸付の対象である貨幣の量（金額）、貸付の期間（信用期限）、利子の高さという3点について合意が不可欠であり、また事情によっては担保要件についての合意が必要である。このような貨幣信用を構成する諸契機を貸付条件または信用条件とよぶことにする。しかしながら、双方の間で信用条件について合意が常に成立するとはかぎらないのである。

うえの信用条件の不一致の可能性によせて次のようなことをここで述べておくのがよいであろう。

誰でも知っているように原始時代とよばれる人類の幼少時代には貨幣信用制度なるものはどこにも存在しなかった。古代には、先進的な諸地域社会において、商品経済が発達し貨幣が登場するが、それと同時に貨幣を高い利子をつけて貸し出す人々が発生する。そのことが証明するのは、その社会においては既に、社会を構成する住民あいだで所有をめぐる対立、いわば所有と非所有の深刻な対立さえもが存在したということである。

ところで、まだ貨幣信用制度が存在しなかった資本主義的生産様式の幼年時代にあつて、貨幣市場は自然発生的なまだ分散的な貨幣市場にすぎなかったのであり、貸し手として振舞いたいある貨幣所持者と他人の貨幣形態の資本を必要とするあるひとりの企業家がそのような貨幣市場のなかでたまたま遭遇したとしても、双方のあいだで信用条件について一致せず、取引が成立することが困難であった。このような貨幣市場の未熟さに由来する貨幣信用の円滑性の欠如は、これを再生産に従事する諸資本の部門間競争に関連づけて理論的に見てみると⁴⁾、このような競争を制限する一大障害になっている。自分の本性について自分の言葉で自覚できるようになる資本主義生産様式の青年時代になると、このような自分のいっそうの発展を抑制している数々の諸契機を打開する試みが諸資本において精力的におこなわれるようになる。そして、ここでの試み、すなわち分散的な貨幣市場では避けられなかったこのような信用条件の不一致を根柢とする貨幣信用の円滑性の欠如を克服し、貨幣市場を集中され組織された貨幣市場に転換させる試みこそは、産業資本そのものうちから分離独立した一部分が貨幣市場のうえに大量の個々の貨幣信用を自己において集中する貨幣信用制度を構築したことにあつた。ひとたび形成されるや貨幣信用制度は再生産諸部門にわたる諸資本の競争の自由の基礎として機能することになる。

4-2

信用という用語を、うえで折につけ使用してきた。そこであらためて、信用という言葉をやわたくしがどのように理解しているかを記しておく。やわたくしに

においては、信用は、ひとつには商取引という社会的行為の文脈で、そしていまひとつには、そのような社会的行為が生み出す特有な社会的関係という文脈で規定をしている。すなわち、信用は、前のほうから規定されたものとしては、一定の対象を返済を条件に譲渡するという貸借行為を示すものであり、後のほうから規定されたものとしては、そのような貸借という商行為がかならずそこに生みだす特有の社会的関係、つまり債権・債務関係をしめすものである。この後のほうの信用の規定について注意しておきたいことは、債権債務関係という関係は当事者の一方が自己の立場を見るときには、債権者である、あるいは貨幣請求権を持つ、などと表現されたり、あるいは反対に、債務者である、貨幣支払い約束をしている、貨幣支払い義務を負っているなどと表現される場合があるということである。この場合においては、信用は債権それじたいを示しているか、あるいは、信用は債務それじたいを示しているのである。

わたくしの考えるところでは、このように信用を範疇として理解しておかなくては、たとえば先に触れたように、貨幣信用制度としての信用制度を貨幣資本または利子生み資本の管理という側面と、信用の取り扱いまたは信用の取引という側面を併せ持つ産業制度として理解することなど、とうていできないのである。

4-3

商業信用と銀行信用は資本主義的生産様式における2つの代表的な形態である。そして、銀行信用すなわち銀行業者のおこなう貨幣の貸し付けは、銀行業者を一方の当事者とした預金という名でおこなわれる貨幣の貸付と同じく、貨幣信用の受け取るひとつの形態である。

銀行が再生産に従事する資本家に対して利子をとって貨幣を貸し付けることができる前提は、再生産が正常に進行する場合にかぎっていえば、第1に、この資本家において再生産に投下できる資本が不足している、所有する資本の量的限定が利潤の増大を制限している、第2に、借り入れた資本を再生産に投下したならば、この追加の資本によって再生産から汲みだす当の利潤の量が利子を支払っても余りあるものとなっている、ということである。

銀行信用すなわち銀行業者のおこなう貨幣の貸し付けは、先にふれたように実際には、架空の貨幣信用と信用取引の組み合わせからなる独特な銀行取引の一部としておこなわれる。

このことを理解したうえで、以下では銀行信用としての貨幣信用の諸形態をとりあげておこう。

4-4

銀行信用を分類するひとつの視点はつぎのようなものである。

再生産に投下され運動をする資本は、循環運動と回転運動という資本の流通過程のなかで区別できる資本の運動形式にしたがって、流動資本と固定資本に区分できる。ここではごく簡単に区別をしておきたいのであるが、生産部面で労働として発揮される労働力や原料・素材に投下される資本が流動資本であり、これにたいし、機械など生産設備に投下された資本が固定資本である。再生産に従事する資本家が流動資本の不足に直面し、これを借入れによって解消することを企図して銀行に対面したばあい、銀行がここでおこなう貨幣の貸付は、たとえば流動資本信用などとよぶことができる。この信用形態の特徴のひとつは、その貸し付け条件の一項目である信用期限が、流動資本の一循環の期間が相対的に短いことに規制されて短期である、という点にある。その一方、資本家が固定資本の不足に直面し、これを借入れによって打開する意図をもって銀行に赴いたばあい、そこで銀行がおこなう貨幣の貸し付けについては多くの研究家によっては固定資本信用などとよばれてきた。このような銀行のおこなう貨幣貸し付けの形態諸規定についてはわたくしには異論を述べる余地はない。しかしながら、別稿⁵⁾で詳しく触れたことでもあるのだけれども、わたくしはここで、信用理論を発展させるためにも、信用理論のうちに貨幣信用のあらたな形態としての開発信用を定立する必要性を指摘しておきたい。

4-5

現代の医薬品製造業企業や電器製造業企業などの諸工業企業において顕著であるように、そこでは、資本は、単に再生産過程に投下されるだけでなく、資

本の一部は新商品開発事業などを遂行する研究開発過程に投下されている。個々の生産部門における諸資本の内外の競争はますます激しいものであり、このような競争においていずれの資本が優位にたてるかどうかは、いずれかの資本において排他的に、単に商品の個別価値の低減を実現できるかということに規定されているだけでなく、いわば商品品質の向上・差別化を実現できるかということにますます依存するようになってきているからである。企業制度における研究開発部門の重要性の高まりは、企業にとって増大する研究開発資金を確保する必要性を高める。わたくしは、研究開発資金の不足の解消を望む諸企業に対しておこなわれる貨幣信用を開発信用とよんでいる。わたくし自身の銀行業に寄せる期待の一部と考えてもらっていいことなのであるが、今日における銀行の重大な課題のひとつは、これまでのようにたんに再生産過程で流動資本や固定資本として機能する貨幣資本を用立てるのみならず、いわば新しい貸し付け分野を開拓する一環をなすものとして、研究開発過程に投下される貨幣資本を用立てること、すなわち開発信用を銀行信用の一形態に取り込むことである。

銀行が開発信用を銀行信用に包摂することは、銀行利潤第1式に関連付けてみればすぐに明らかなように、銀行利潤の増大に寄与する可能性をひらく。それは銀行業資本にとっては都合のいいことであるのは間違いないのであるが、わたくしの期待することは、このような銀行のおこなう開発信用の拡張が地域の産業社会などにもたらすであろうと考えられるさまざまな好結果なのである。

このような開発信用としての貨幣信用の貨幣信用制度への包摂の試みは、本稿の課題に照らしてみても、まさに、諸銀行の競争のおこなわれる一部面として取り上げることができよう。

さて、うえではこれまで、貨幣貸し付けの条件（信用諸条件、貸し付け条件、信用条件）、貨幣信用としての銀行信用の諸形態（信用の諸形態、信用形態）について考察をおこなった。そこで次には、節をあらため、貨幣の貸し付けの方式、あるいは信用方式といわれていることについて考察をすすめた。

第5節

5-1

ここでは、銀行のおこなう固定資本信用あるいは流動資本信用をとりあげてみよう。

どの形態の信用でもそうであるのだが、信用は一定の信用条件のもとでおこなわれる。信用が成立するために不可欠な信用条件を信用の基本的な諸条件とよぶとすると、それは先にみたように、貸し付けられる貨幣の量、信用期限、および一定の利子の3点である。

ところで、たとえば、こちらの固定資本信用とあちらの固定資本信用は固定資本信用としては同じものであるものの、両者では貸付方式あるいは信用方式が異なっている、などと言われるばあいがある。このように貸し付け方式の違いがあると言うばあいの根拠になっていることは、あちらとこちらの両者には、信用諸条件または貸し付け諸条件のうちのいくつかの条件それぞれの形態に相違点がみとめられ、という点にある。

5-2

事柄を理解するのは簡単である。

第1に、信用条件としての一定の利子を取り上げてみる。

- (1) こちらの信用では、利子の高さあるいは利子率は信用期限の全期間を通して固定されているのであるが、あちらの信用では、利子率は、信用期限のうちのあらかじめ約定された時点ごとに一定の仕方で見直すことを介して変動するものである。ここではこのような利払い方式の違いが貸し付け方式の違いとして表されている。それに立脚して信用を固定金利型貸付とか変動金利型貸付などという具合に区別がたてられる。
- (2) また、利払い方式といえば、一括払い方式と分割払い方式の区別もあるから、その点に立脚して、さきの仕方とは別に信用を区別することも可能である。
- (3) さらに、これまでもそうであったことなのであるが、銀行が同じ時点で諸企業それぞれとのあいだで固定資本信用をおこなうさいに付ける利子率

は異なっていた。その背景では、どの銀行においても、諸企業をいわゆるプライム・レートを適用する企業とそうでない企業とに格付け分類することがおこなわれていた。しかし、今日の銀行では、諸企業をより数多のランクのうえに格付け分類することを前提に、貸付先の企業それぞれに付ける利子率に一定の格差を細かく設けるにいたっている。後のほうの利子率設定方式を選別的利子率設定方式とでもよんで、前のほうの方式と区別しておくとするれば、この区別に立脚して固定資本信用を区別することもできよう。しかしながら、いずれの銀行もこのような選別的利子率設定型貸付という貸し付け方式にもとづいて固定資本信用をおこなうともなれば、その限りでは競争する諸銀行のあいだには差異は存在しないとも考えられる。とはいえ、ここに差異があるとすれば、それを生みだす原因は、諸銀行それぞれの採用するこのような選別的利子率設定方式そのものに優劣があることにもとめられるのであろう。

5-2

第2に、信用あるいは貸し付けとは一定の対象を返済を条件に譲渡することなのであるが、貨幣信用では、通常は、貸し付けられた貨幣の一定の量すなわち貸し付け元本は信用期限が終了した時点で全額一括で返済されるように約定されている。しかし、それとは違った仕方で貸し付け元本の返済がおこなわれている場合もある。そこでは元本の返済方式の違いが貸し付け方式の違いとして認識されている。あまり有意義であるとは思えないのであるが、このような元本返済方式のあれやこれやの相違点に立脚して貨幣信用を区別することもできよう。

5-3

第3に、銀行がたとえば固定資本信用という貨幣信用をおこなうばあいには、銀行は借り手の企業家に貸し付け担保を要求するばあいがある。

ところで、再生産に投下される資本はその出発点では常に貨幣の姿をとっているものであり、一定の期間を経過した後には資本は同じ貨幣の姿で、とって

も利潤を付け加え増殖した貨幣の姿で、その出発点に還流するものである。それだから、借り手が資本制企業家であるここでは、銀行はもともと彼らに貸し付け担保を要求する必要はないのである。資本が順調に運動するかぎり、信用リスク、すなわち債務が不履行になり、貸し付けられた貨幣が回収できない事態が発現する可能性はないのである。このことを考慮にいれてみれば、担保要件を信用の基本的諸条件のうちに取り入れるのは理屈に合わないように思われる。しかし、現実には資本がいつでも順調に運動するわけではなく、信用リスクが発現する可能性は排除できない。このようなことこそ、担保要件が信用諸条件のひとつとして続いている理由なのである。

銀行のおこなう貨幣信用では、銀行は担保要件を貸付の一条件にしているばあいもあり、事情によっては、そうしていないばあいもある。担保要件の有無に立脚してこの貨幣信用を区別すると、前のほうは有担保貸し付け（あるいは担保付き融資）、後のほうは無担保貸し付け（無担保融資）とよぶことができよう。

5-4

銀行が担保付き融資をおこなうばあい、これまでこの国では、土地・建物などの不動産が適当な担保対象にされてきた。そのために、この貸し付けは不動産担保融資などとよばれてきた。しかし、不動産バブルの崩壊以降、十数年にわたる地価の傾向的な低下が続くなかで、銀行が不動産担保融資をおこなうことは信用リスク対策という面からみて有効性に乏しいものになった。そればかりでなく、銀行がいつまでも不動産担保に固執することは融資機会を逃してしまうことにもつながる。そこで、銀行は不動産担保融資の縮小⁶⁾をはかるとともに、それにかわる貸し付けし方を模索した。この模索のひとつの方向は、無担保融資の可能性を追求するというものであり、いまひとつの方向は、不動産とは違うあれこれの対象を適格な担保として組み込むというものであった。適格な担保要件に新たに組み込まれた対象は、動産の種々の形態であり、特許などの知的財産権である。そこででてきた貸し付け方式はそれぞれ動産担保融資、知財担保融資などと形態規定されている。

おわりに

本稿の課題は、銀行業部門における諸銀行の競争を理論的に解明するうえで必要と思われるいくつかの諸経済的範疇やそれらの関連を明らかにし、またそのような競争を論じる方法を考察することにあった。しかしながら、この後のほうの課題は本稿ではあまり記すことができなかつたというか、しなかつた。というのも、わたくし本稿に続く論考を準備しており、そのタイトルは予定しているところでは「諸銀行の競争と超過利潤」であり、よく考えてみれば、諸銀行の競争を論じる方法にかんする考察を記述する場所としては、この続稿の前半部分におくのがより適切であるように思われたからである。

注)

- 1) 「産業資本としての銀行制度と銀行利潤」(『西南学院大学商学論集』第33巻第2号, 1986年10月発行) 参照。
- 2) 「諸資本の競争と貨幣信用」(『西南学院大学商学論集』第44巻第1・2合併号, 1997年12月発行) 参照。
- 3) 「貨幣貸借と信用取引」(『西南学院大学商学論集』第38巻第3・4合併号, 1992年8月発行) 参照。
- 4) 「貨幣信用制度の形成にかんする一考察(上)／(下)」(『西南学院大学商学論集』第32巻第4号, 1986年3月発行／第35巻第4号, 1988年2月発行) 参照。
- 5) 「商品品質差別化競争と開発信用」(『西南学院大学商学論集』第46巻第3・4合併号, 2000年2月発行) 参照。
- 6) 「無担保融資と事業用不動産保有機構の創設」(『西南学院大学商学論集』第50巻第4号, 2004年2月発行) 参照。